

平成27年第3回函館市教育委員会定例会 会議録

1 日 時 平成27年3月25日(水) 午後1時30分

2 場 所 教育委員室

3 出席委員 橋田委員長, 小葉松委員, 佐藤委員, 須田委員, 山本委員

4 欠席委員

5 事務局 政田生涯学習部長, 小山学校教育部長, 平井生涯学習部次長,
対馬生涯学習部次長, 阿部管理課長

6 傍聴者 なし

7 付議事項

日程第1 議案第1号 函館市教育委員会公告式規則等の一部改正に関し, 議決を求めることについて

議案第2号 函館市教育委員会教育長職務代行者規則の廃止に関し, 議決を求めることについて

議案第3号 函館市教育委員会辞令式規程の一部改正に関し, 議決を求めることについて

日程第2 議案第4号 函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則等の一部改正に関し, 議決を求めることについて

議案第5号 函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

議案第6号 函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し, 議決を求めることについて

日程第3 議案第7号 函館市立学校管理規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

日程第4 議案第8号 函館市立幼稚園園則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

日程第5 議案第9号 函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し, 議決を求めることについて

日程第6 議案第10号 函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し, 議決を求めることについて

日程第7 議案第11号 函館市スポーツ推進委員の解任に関し, 議決を求めることについて

日程第8 議案第12号 教育財産の廃止に関し, 議決を求めることについて

日程第9 報告事項 ・教職員の懲戒処分内申の結果について

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に、小葉松委員、佐藤委員を選任。
- 本日の日程のうち、日程第9、報告事項「教職員の懲戒処分内申の結果について」を秘密会としたいがいかがか。
- 異議がないので、秘密会とさせていただきます。
- それでは、日程第1、議案第1号「函館市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の制定依頼に関し、議決を求めることについて」から議案第3号「函館市教育委員会辞令式規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」まで一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第1号から議案第3号までの3件について、順次、説明する。
- このたびの改正は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、関係規則等の規定を整備しようとするものである。改正法の施行後、新たに任命される、いわゆる新教育長は、教育委員長と教育長を一本化した新たな職となり、首長が議会の同意を得て直接任命する特別職となる。このことに伴い、委員長職の廃止や、新教育長の職務が変更されたことなどから、関係する規則および規程の改正を行うものである。なお、改正法の附則において、現教育長の任期中は、現行制度とする経過措置が設けられているので、関係する規則等についても、同様に経過措置を設けるものであり、函館市においては、現教育長の任期満了までは、経過措置により、改正前の規則を適用するものである。
- それでは、議案第1号「函館市教育委員会公告式規則等の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 函館市教育委員会公告式規則の一部改正についてであるが、委員長職の廃止に伴い、委員長を教育長に改めるほか、規定を整備しようとするものである。
- 次に、函館市教育委員会会議規則の一部改正であるが、まず、委員長職の廃止に伴い、委員長を教育長に改め、委員長に関係する規定を削除するほか、第1条で引用している法律の条項が改正によって繰り上がったことに伴い、引用条項を改め、また、改正案第2条第4項の臨時会については、改正法第14条第2項の規定により、「委員の定数の3分の1以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には招集しなければならない」こととされているため、規定を加えようとするものである。次に、第7条、8条、15条、16条は法律に規定されているため削除し、改正案第12条の会議録の作成については、公表に関する規定を加えようとするものでございます。
- 次に、函館市教育委員会傍聴人規則の一部改正についてであるが、第1条で引用している法律の条項が改正によって繰り上がったことに伴い、引用条項を改め、以下、各条項の委員長を教育長に改めようとするものである。
- 次に、函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正についてであるが、第1条で引用している法律の条項が改正によって繰り下がったことに伴い、引用条項を改めようとするものである。
- 次に、函館市教育委員会の職務権限に属する事務を教育長に委任する規則の一部改正についてであるが、第1条で引用している法律の条項が改正によって繰り下がったことに伴い、引用条項を改め、また、改正法により、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する規定が新設されたことに伴い、報告に関する規定を新設しようとするものである。

- 函館市教育委員会公印規則の一部改正についてであるが、委員長職の廃止に伴い、委員長印の規定を削ろうとするものである。
- 次に、議案第2号「函館市教育委員会教育長職務代行者規則の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本規則については、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第20条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたとき、教育長の職務を行う職員は規定のとおり部長となっているが、法律の改正により、「教育長に事故があるときは、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」こととされたので、本規則を廃止しようとするものである。
- 次に議案第3号「函館市教育委員会辞令式規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 委員長職の廃止、ならびに教育長の身分の変更に伴い、委員長、教育長に関する規定を削るほか、規定を整備しようとするものである。
- なお、これらの規則、規程の施行期日は平成27年4月1日とするものであるが、冒頭にも説明したとおり、現教育長の任期満了までは、改正前の規定を適用する経過措置を設けている。

■橋田委員長

- 議案第1号から議案第3号までについて何かあるか。
(意見なし)
- 議案第1号から議案第3号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2、議案第4号「函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則等の一部改正に関し、議決を求めることについて」から議案第6号「函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」まで一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第4号から議案第6号までの3件について、順次、説明する。
- まず、議案第4号「函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則等の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、機構改革に伴い規定を整備するものである。函館市教育委員会の所管に係る函館市個人情報保護条例施行規則の一部改正についてであるが、図書館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、図書館の規定を削ろうとするものである。
- 次に、函館市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正についてであるが、まず、第2条の組織であるが、機構改革によって、学務課と教職員課を統合し、学校教育課としようとするものである。次に、第3条の事務分掌であるが、まず、生涯学習文化課について、第10号、文化・スポーツ振興財団の財団法人を公益財団法人に改め、第13号は、図書館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、図書館で所管している文学館、中央図書館や地区図書室を生涯学習文化課が所管することとするため、規定を加えようとするものである。次に、スポーツ振興課については、函館アリーナの整備に伴い、市民体育館をアリーナに改めようとするものである。次に、学校教育課については、学務課と教職員課の統合により、学務課を学校教育課に改め、第5号については、就学指導委員会を教育支援委員会に改め、教職員課を削り、事務分掌を統合しようとするものである。
- 次に、函館市の教育機関に勤務する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正についてであるが、まず、第2条の教育機関であるが、函館市公民館および亀田公民館の管理を指

定管理者に行わせることに伴い、公民館、亀田公民館を削ろうとするものである。次に、第6条の休日であるが、図書館については、先ほど申し上げたとおり、管理を指定管理者に行わせることとし、図書館所属の職員は存在しないこととなるが、郷土資料関係業務を博物館所属の職員が中央図書館において業務に従事することとしているので、規定を残し、名称を中央図書館に改めようとするものでございます。次に、別表第1および別表第2であるが、函館市公民館および亀田公民館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、公民館、亀田公民館を削り、中央図書館に勤務する職員は、郷土資料関係業務のみとなるため、勤務時間を午前8時45分から午後5時30分までとしようとするものである。

- 次に、函館市教育委員会公印規則の一部改正についてであるが、別表第1および別表第2であるが、中央図書館、函館市公民館および亀田公民館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、別表第1からは、函館市中央図書館印、函館市中央図書館長印を、別表第2からは図書館、公民館、亀田公民館がそれぞれ事務用として保有している函館市教育委員会印を削ろうとするものである。
- 次に、函館市図書館条例施行規則の一部改正についてであるが、図書館の管理を指定管理者に行わせることとしたが、指定管理導入後も中央図書館において、博物館所属の職員が郷土資料関係業務を行うこととするため、職員および職務について、規定を整備しようとするものである。
- 次に、市立函館博物館規則の一部改正についてであるが、先ほども説明したとおり、図書館の郷土資料関係業務は博物館の業務とするため、第13条、博物館の事務分掌に規定を加えようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成27年4月1日とするものでございます。
- 次に、議案第5号「函館市教育委員会職名規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、機構改革および給与制度の見直しに伴い、規定を整備しようとするものである。改正の内容については、中央図書館、函館市公民館および亀田公民館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、職名から中央図書館長、中央図書館副館長ならびに公民館長、亀田公民館長を削ろうとするものである。
- また、給与制度の見直しについては、所管部局である総務部により、現行、異なった職名が同じ職務の級となっている区分があるが、見直しにより、1つの職名に対し、1つの職務の級とする「1職1級制」が導入され、職名の「主事1級、主事2級」が「主事」に、「技師1級、技師2級」が「技師」にそれぞれ改正されたことから、教育委員会の職名についても同様に改正しようとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成27年4月1日とするものである。
- 次に、議案第6号「函館市教育委員会事務局事務専決および代決規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、機構改革および給与制度の見直しに伴い規定を整備し、ならびに指導主事が代決できることとするため、規定を整備するものである。改正の内容については、第2条第6号ならびに第8号で引用している「初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」についても、給与制度の見直しに伴い、一部改正が行われたため、改正内容に沿って規定を整備しようとするものである。次に第7条であるが、教育指導課および北海道教育センター所属の指導主事が決裁権者である課長が不在の際に代わりに決裁できるよう、規定を加えようとするものである。次に、別表第2であるが、まず、生涯学習文化課については、所管している函館市公民館および亀田公民館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、「(1) 職員の勤務を要しない日の割振り」ならびに「(2) 日々雇用する臨時職員の任用」についての業務が無くなることから規定を削ろうとするものである。
- 次に、中央図書館については、管理を指定管理者に行わせることに伴い、改正案中段で

あるが、中央図書館の規定を削ろうとするものである。次に、学校教育課については、学務課と教職員課の統合により、学務課を学校教育課に改め、教職員課を削り、専決事項を統合しようとするものでございます。

- なお、この訓令の施行期日は、平成27年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第4号から議案第6号について何かあるか。

(意見なし)

- 議案第4号から議案第6号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、議案第7号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第7号「函館市立学校管理規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。

- このたびの改正は、市立学校に置く主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置く場合は、当該主任等を置かないことができることとするために規定を整備しようとするものである。この主幹教諭については、平成19年に学校教育法が改正され、校長や教頭を助け、校務の一部を整理し、児童・生徒の教育をつかさどる学校職員として、配置できるとなった。道教委においては、主幹教諭を平成21年度から導入し、配置については、組織運営体制や指導体制の充実を図る観点から、大規模な小中学校や課題のある小中学校としており、函館市においては、平成22年度から1名が配置されていたが、平成27年度から、道教委が配置人数を大幅に増やすこととしたことから、本市においては、これまでより3名増え、4名の主幹教諭が配置される予定となっている。これまで、道教委では、その主幹教諭が主任の校務を担うことは考えていなかったところであるが、このたび、主幹教諭の職責を十分果たすことができる場合には、教務主任や学年主任などの主任を置かずに、主幹教諭に担当させても差し支えないとの見解が示されたものである。

- 改正内容については、改正案、第4条第2項のとおり、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、主任等を置かないことができることとする規定を加えようとするものである。

- なお、この規則の施行期日は、平成27年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第7号について何かあるか。

(意見なし)

- 議案第7号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第8号「函館市立幼稚園園則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第8号「函館市立幼稚園園則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。

- このたびの改正は、函館市立幼稚園の保育料及び入園料条例の全部改正に伴い、規定を整備しようとするものである。

- 条例改正については、子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育料の徴収に関し、必要な事項を定めるために改正したものであり、2月6日の教育委員会定例会で議決いただき、平成27年第1回市議会定例会においても議決されている。
- 主な改正内容としては、保育料の徴収に関し、規定を整備し、これまでの延長保育を預かり保育としたこと、保育料の徴収について、新たに日割り計算の規定を加えたことなどとなっている。
- 条例の改正に伴い、規定を整備するものであり、第7条では、現行の戸井幼稚園で実施している延長保育は、新制度では預かり保育となり、ほこだて幼稚園でも利用できるよう規定を整備するものである。
- 第15条では、新制度においては、病気等で長期にわたって欠席する場合は、退園により施設型給付費と利用者負担が発生しないこととなることから、休園についての規定を削除するものである。
- 第19条の入園料については、新制度においては保育料とともに教育に要する費用を賄うために徴収しているものと考え、毎月徴収することが基本となるため、入園料の規定を削除するものである。
- 第20条では、中途退園等をした場合の保育料等は返還しないと規定しておりました部分について、新制度においては、中途退園等の場合の保育料は日割り計算になることから規定を削除するものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成27年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第8号について何かあるか。

(意見なし)

- 議案第8号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、議案第9号「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第9号「函館市地域体育施設条例施行規則の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、今月開催された平成27年第1回市議会定例会に函館市地域体育施設のうち、南茅部地域の古部体育館および古部グラウンドの2施設の廃止についての条例改正を提案し、可決されたことに伴い、条例施行規則についても、規定を整備するものである。
- 改正内容であるが、第2条関係の別表から古部体育館および古部グラウンドを削ろうとするものである。
- なお、この規則の施行期日は、平成27年4月1日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第9号について何かあるか。

(意見なし)

- 議案第9号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第6、議案第10号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■学校教育部長

- 議案第10号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」を説明する。
- このたびの改正は、国家公務員において、10キロワット以上の太陽光電気の販売が自営に当たるとされたことから、道教委が北海道立学校職員服務規程の一部を改正し、営利企業等従事の許可願について、自ら営利を目的とする私企業を営む場合として、定格出力10キロワット以上の太陽光発電設備を用いて発電した電気の販売を新たに追加したことから、当市においても、規定を整備しようとするものである。改正内容については、太陽光電気の販売に係る営利企業等従事許可願の様式を新たに定めようとするものである。
- なお、この訓令の施行期日は公布の日とするものである。

■橋田委員長

- 議案第10号について、何かあるか。

■佐藤委員

- 営利企業等の従事に関する規定は、太陽光電気の販売にかかわることのみしかないのか。

■学校教育部長

- これまでも営利企業等の従事に関する規定はあったが、新たに10キロワット以上の太陽光電気の販売についても規定しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第10号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第7、議案第11号「函館市スポーツ推進委員の解任に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第11号「函館市スポーツ推進委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、大森俊明氏を本人からの申し出により、平成27年3月31日付けをもって解任しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第11号について何かあるか。

(意見なし)

- 異議がないので、議案第11号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第8、議案第12号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第12号「教育財産の廃止に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 八幡宮外苑野球場は、昭和29年に函館市民球場の代替施設として、一部民有地を含め整備し、供用してきたが、利用者が減少していることに加え、民有地賃借料をはじめとした経費が過大であり、利用団体の理解も得られていることから、平成27年3月31日をもって廃止し、教育財産を廃止しようとするものである。
- なお、廃止後は、財産を市長部局に引き継ぐこととなるが、まず、支障物件を撤去の

後、測量による土地の確定を行い、民有地を所有者である伊藤組土建株式会社へ返還した後で、移管する予定となっている。

■橋田委員長

- 議案第12号について何かあるか。

(意見なし)

- 異議がないので、議案第12号は、原案のとおり可決する。
- 次に、報告事項「教職員の懲戒処分内申の結果について」報告を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■橋田委員長

- 報告事項については、これで終了する。

■終了宣言

- 午後2時40分

議事録署名人 小葉松 洋 子

〃 佐 藤 敬 一

調製者庶務係 水 山 学